

関島事務所便り

労働保険・社会保険・労働問題・年金相談
各種許認可申請・相続・内容証明文書作成

〒125-0041 東京都葛飾区東金町2-7-13
電話：03-3609-7668
FAX：03-3609-0404
E-mail: sr8seki@jima@yahoo.co.jp



2008年4月号

今年度から新設される助成金関連情報

非正社員の正社員化を支援する「雇用安定化奨励金」

厚生労働省は、中小企業によるパート社員・契約社員・派遣社員などの正社員化を支援するための助成制度を今年度から開始することを明らかにしました。非正社員は、今や働く人の3人に1人まで増加し、正社員との待遇格差が問題となっています。同省では、雇用の安定化を図りたいとしています。この助成制度の名称は「中小企業雇用安定化奨励金」(仮称)です。4月の時点で従業員が原則300人以下の中小企業を対

象としており、非正社員を正社員化する制度を就業規則に盛り込み、実際に正社員化すれば35万円が支給されるものです。さらに、正社員になった人が3人以上出た場合、10人を限度に1人につき10万円が支給されます。

また、同省では、非正社員の待遇改善に向けた指針の策定や、日雇い派遣の規制強化を含む労働者派遣法の改正も検討するとしています。

長時間労働の是正などを図る「職場意識改善助成金」

厚生労働省は、労働時間等の設定の改善(過重労働の是正、年次有給休暇の取得促進等)に向けた職場意識の改善に積極的に取り組む中小企業に対して、「職場意識改善助成金」を創設する方針を明らかにしました。

中小企業が、職場の意識改善を図るために「職場意識改善計画」(実施体制の整備、職場意識改善の措置、労働時間等の設定の改善のための措置を盛り込むことが必要。実施期間は2年間)を策定し、効果的に実施したと認められる場合に、総額で150万円支給されるものです。

なお、支給される中小企業は、以下のいずれかに該当するものです。

●資本金の額または出資の総額が3億円(小売業またはサービス業を主たる事業とする事業主については5,000万円、卸売業を主たる事業とする事業主については1億円)以下である事業主

●常時使用する労働者の数が300人(小売業を主たる事業とする事業主については50人、卸売業またはサービス業を主たる事業とする事業主については100人)以下である事業主

障害年金に立ちはだかる高い壁

「年金は老後のためだけではありません」。これは、国が若年層への公的年金加入を呼びかける際の謳い文句となっています。実際、ケガや病気で障害を負った人を対象とする障害年金は、現役世代でもお世話になる可能性のある年金です。しかし、制度の認知度が低いためか、請求漏れが起こりやすく、請求後も受給の可否や金額をめぐって思わぬ壁にぶつかるケースも多いようです。

◆申請主義ゆえの問題点

18歳の時に交通事故により右足膝下を失い、30歳になってから障害年金の障害等級2級に該当することを知り、申請をした一。こんなケースを想定してみましょう。

年金の時効は5年ですから、20～25歳までに受給できたはずの年金利益を取り戻すことはできません。逸失利益は、2級792,100円の5年分で、約400万円に達することになります。公的年金は「申請主義」ですが、老齢年金では58歳には「年金加入記録のお知らせ」、年金が受け取れる年齢には「裁定請求書」が届くなど、保険者からの注意喚起があり、報道等によりその存在は広く認知されてきています。しかし、障害年金にはこのような仕組みもなく、制度の存在を知らない障害者が多いといわれています。

障害年金の対象自体はかなり幅広く、視力や聴力はもちろん、精神や肢体の障害、内臓疾患まで含まれます。また、腎不全で人工透析を受けている人やがん患者なども受給できる可能性があります。

公的福祉サービスを受ける際に必要な「身体障害者手帳」の等級とは、基準が異なることにも注意が必要です。対象自体が幅広いゆえに、請求漏れを起こしているケースも多いものと思われます。

◆医師の不慣れに問題も

公的年金の中でも、適切な書類を準備し、適宜申請するのが最も難しいのが障害年金だといわれています。

障害年金の場合、初診日の証明が重要なポイントになりますが、医師法上のカルテ保存期間は5年であるために、病院を転々とした人などは記録が廃棄されていて初診日の証明ができないことがあります。

また、等級認定は、視力と聴力以外は基準があいまいで、判断する人によってぶれやすいといえるほか、主治医が障害年金の請求に不慣れで認定の根拠となる診断書に重要事項の記入漏れなどのミスをしているケースも少なくありません。

これらのことを考えると、障害年金を正しく受給するうえで重要なポイントになってくるのは以下の点でしょう。

- 診察券など、初診日の根拠となるものをきちんと保管すること
- 申請者側が診断書の隅々まで目を通し、確認すること
- 事前によく情報を集めること（**障害年金は一旦不承認等の決定がされるとその是正は極めて困難です**）
- 障害年金について詳しく知っている社労士に相談すること

名ばかりの管理職 マクドナルド判決のその後

マクドナルド判決後の同社関連の動き

日本マクドナルドが直営店の店長を管理職とみなして残業代を支払っていないのは違法だとして、埼玉県内の男性店長（46歳）が未払い残業代など約1,350万円の支払いを求めていた訴訟において、1月下旬に東京地裁は「店長の職務内容から管理職とはいえない」として同社に約755万円の支払いを命じる判決を下し、新聞やテレビなど

で大きく報道されました。

その後、マクドナルドの元店長3人が残業代の支払いを求めて東京地裁へ提訴することも明らかとなっており、さらには別の元店長数人も訴訟提起を検討しているとのこと、今後同様の動きが広がっていけば、約1,700人の店長を抱えている同社の経営に大きく影響を与えかねないと思われます。

他の業界でも制度見直しの動き

他の業界でも、上記判決の影響を受けてか、様々な動きがみられました。2月上旬に、コンビニエンスストア最大手のセブンイレブン・ジャパンは、管理職と位置付けている直営店の店長に対して3月から残業代を支払う方針を示しました。大手小売業や外食業で制度を見直したのは、マクドナルドに残業代の支払いを命じた東京地裁の判決後、初めてのことだそうです。

また、2月下旬には、東日本でレストランチェーン店を運営するカルラも、店長の職務内容を洗い直して管理職から外し、手当等を変更して残業代を支払うことを決定しました。これもマクドナルド判決を受けたものとみられており、同社以外にも追随する外食企業が出てくる可能性があるかもしれません。

まだまだ出てくる!? 「名ばかり管理職」

労働者や労働組合の権利擁護活動を行っている日本労働弁護団では、2月中旬に「名ばかり管理職」（十分な裁量や手当がない肩書きだけの管理職）に関する電話相談を初めて実施したところ、1日だけで130件以上の相談が寄せられたそうです。「管理職なのに部下がまったくいない」「高卒1年目で

すぐに管理職にさせられた」「遅刻をすると減給されてしまう」「管理職候補だという理由だけで残業代が支払われない」などといった事例があったようです。

「名ばかり管理職」「偽装管理職」の問題はたいへん根が深く、まだまだ終わらないようです。

物証あれば社保事務所でも審査可能に

社会保険庁は、“消えた年金記録”に関して、保険料を納付していた物的証拠（家計簿や確定申告書のコピーなど）があつて判定しやすい案件については、社会保険事務所が年金支給の是非を審査できるよう運用方法を改める方針を明らかにした。「年金記録確認第三者委員会」の審査を省略して記録回復のペースを上げるのがねらい。（3月27日）

「在留カード」で外国人情報を一元管理へ

鳩山法相の私的懇談会である「出入国管理政策懇談会」は、現在の外国人登録証を廃止し、新たに「在留カード」（仮称）を発行して外国人の情報を一元管理できるようにする在留管理制度の見直し案を法相に提言した。また、在留期間の上限を原則3年から5年に延長することも盛り込んでいる。法務省は、来年の通常国会に関連法改正案を提出する方針。（3月27日）

“浮いた年金”新たに341万件に給付可能性

社会保険庁は、“宙に浮いた年金記録”約5,000万件について、死亡が判明するなど新たな給付に結び付かないため対応の必要はないとしてきた1,898万件のうち、新たに341万件に給付に結び付く可能性があることを明らかにした。同庁は、「記録が統合されれば遺族の受け取る年金額が増えることもありうる」との指摘を受けていた。（3月26日）

「終身雇用・年功賃金」を支持が増加

終身雇用を支持する人の割合が81.6%であ

ることが、独立行政法人「労働政策研究・研修機構」が行った調査で明らかになった。前回調査時（2004年）より8.1ポイント増加し、年功賃金を支持する人も5.2ポイント増の71.9%となった。調査は昨年9～10月に20歳以上の4,000人に実施し、回答率は58%だった。（3月25日）

国民年金加入者の25%は非正社員**国民年金未納者が481万人**

社会保険庁は、2005年に実施した「国民年金被保険者実態調査」を発表し、国民年金保険料の未納者は、加入者約1,896万3,000人のうち約481万9,000人（2002年調査比約155万2,000人増）であることが明らかになった。また、国民年金加入者の24.9%を非正社員が占め、無職の人31.2%を加えると半数以上が雇用・収入の不安定な人が占めていることもわかった。（3月11日）

東京しごとセンター**社会保険・年金相談を担当**

私はこの度、東京しごとセンターの社会保険・年金相談を担当することになりました。

毎月第4木曜日及び第5木曜日は東京しごとセンターにいております。

東京しごとセンター 1階総合相談室
相談無料・予約制（午後1時～5時）
千代田区飯田橋3-10-3
ホテルメトロポリタンエドモント横
予約電話 03-5211-1571